

- 1 路線名 長野信濃線
- 2 供用を開始する区間  
長野市浅川福岡903番の3地先から  
長野市坂中1389番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年3月27日

道路維持課

○長野県公営企業告示第1号

長野県ガス供給条例施行規程実施要綱（昭和50年長野県公営企業告示第7号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月27日

長野県公営企業管理者 古林弘充

第6条の見出し中「号数」を「能力」に改め、同条第3項中「号数」を「能力」に改める。

第12条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

## ガスメーター能力基準表

1時間当たりガス消費量	能力別
2.5 <sup>m</sup> まで	2.5立方メートル毎時
2.5 <sup>m</sup> を超え 4 <sup>m</sup> まで	4
4 <sup>m</sup> を超え 6 <sup>m</sup> まで	6
6 <sup>m</sup> を超え 10 <sup>m</sup> まで	10
10 <sup>m</sup> を超え 16 <sup>m</sup> まで	16
16 <sup>m</sup> を超え 25 <sup>m</sup> まで	25
25 <sup>m</sup> を超え 40 <sup>m</sup> まで	40
40 <sup>m</sup> を超え 65 <sup>m</sup> まで	65
65 <sup>m</sup> を超え 100 <sup>m</sup> まで	100
100 <sup>m</sup> を超え 160 <sup>m</sup> まで	160
160 <sup>m</sup> を超え 250 <sup>m</sup> まで	250

ガ ス 課

## ○選告示第11号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成15年3月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる病院中

「城西医療財団豊科病院

南安曇郡豊科町大字豊科5777-1」を

「城西医療財団豊科病院 長野県立 こども病院 「町営 辰野総合病院 「町立辰野総合病院 の不在者投票のできる老人ホーム中	南安曇郡豊科町大字豊科5777-1 に、 南安曇郡豊科町大字豊科3100 」 上伊那郡辰野町大字伊那富3351」を 上伊那郡辰野町大字伊那富3351」に改め、同表
「特別養護老人ホーム 別所温泉長 寿園	上田市大字別所温泉1090-1 を 」
「特別養護老人ホーム 別所温泉長 寿園	上田市大字別所温泉1828-2 に、 」
「埴科養護老人ホーム はにしな寮 「養護老人ホーム はにしな寮 「尚和寮 「養護老人ホーム尚和寮 在者投票のできる介護老人保健施設中	埴科郡坂城町大字坂城8814-10」を 埴科郡坂城町大字坂城8814-10」に、 長野市松代町東条108-2」を 長野市松代町東条94-1」に改め、同表の不
「医療法人財団大西会 老人保健施 設 ひまわり	更埴市大字桑原1670-1 を 」
「医療法人財団大西会 老人保健施 設 ひまわり	更埴市大字桑原1670-1
介護老人保健施設 フランセーズ 悠・こうしょく	更埴市大字粟佐1177 に改める。 」

選挙管理委員会

## ○長野県議会告示第1号

長野県議会事務局規程（昭和31年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月27日

長野県議会議長 宮 沢 勇 一

別表第2中

汽缶技師	汽缶技術用務
庁務技師	庁務に関する技術業務
応接技師	公舎における応接業務
給食技師	公舎における給食業務

を

「

応接技師	公舎における応接業務
------	------------

」に改める。

総務課

○長野県議会告示第2号

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成15年3月27日

長野県議会議長 宮 沢 勇 一

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(収支報告書等の閲覧)」に改め、同条第1項中「の閲覧」を「(同項の証拠書類の写しを含む。以下同じ。)の閲覧」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第12条第3項に規定する議長が定める情報は、会派の活動に関する情報で、公にすることにより会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものとする。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行し、同日以後に交付する政務調査費について適用する。

総務課